## **Press Release**

報道関係者 各位

令和5年1月30日(月) 【照会先】

神奈川労働局職業安定部職業安定課課 長 滝沢 勉 地方労働市場情報官 工藤紀秀 (電話) 045-650-2812

# JFEスチール株式会社高炉等休止に伴う「求職者向け特別相談窓口」を設置

~高炉等休止に伴い、離職を余儀なくされる労働者への支援を行います。~

JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区が令和5年9月を目途に高炉等を休止することに伴い、取引先関連事業所や同社の雇用への影響が懸念されます。

このため、神奈川労働局では求職者向けに、再就職等の支援に関する特別相談窓口をハローワーク川崎及びハローワーク横浜をはじめ局内すべてのハローワークに、解雇等の労働問題に関する特別相談窓口を川崎南労働基準監督署及び鶴見労働基準監督署に設置し、高炉等の休止に伴い、離職を余儀なくされる労働者の就労に関する相談を行います。

また、今後、ハローワークでは、高炉等休止に伴い離職を余儀なくされる労働者のための求 人(令和5年10月以降を採用日とするもの)も受理し、順次、提供していきます。

なお、雇用の維持等に関する事業主向けの特別相談窓口は、令和4年9月5日に設置しており、今後は、事業主及び求職者双方に対し、特別相談窓口を利用した支援を行ってまいります。

- 1 窓口設置日:令和5年2月6日(月)
- 2 求職者向け特別相談窓口の設置場所等

#### 【再就職等の支援に関する窓口】

主な相談内容は、以下のとおりです。

- 雇用保険(失業給付)の手続きの相談※1
- 求人情報の提供<sup>※2</sup>、仕事内容に関する相談
- 求職活動に不慣れな方など、個別の求職カウンセリングを希望する方には、職業経験の振り返り(仕事の棚卸し)から、応募書類の作成、応募先の選定まで、担当者制による相談
- 求職活動の心構えや、応募書類の作成のポイントなどをテーマにした各種セミナーの案内
- 就職に必要な知識や技能の学び直し(リスキリング)を希望する方には、無料で新たなスキルを身につけたり、資格を取得できる公共職業訓練(ハロトレ)の受講に関する案内<sup>※3</sup>なお、ハローワークが行う、これらの就職支援は、全て無料です。
  - ※1 雇用保険の給付手続きは、住所管轄ハローワークの雇用保険担当窓口で行っていただきます。
  - ※2 高炉等休止に伴い離職を余儀なくされる方を対象とし、令和 5 年 10 月以降を採用日とする求人は、 今後順次、提供いたします。
  - ※3 職業訓練の受講申込み等の手続きは、住所管轄ハローワークの訓練担当窓口で行っていただきます。

	所在地	電 話	
ハローワーク川崎	川崎市川崎区南町 17-2	044-244-8609	
管轄:川崎区、幸区、鶴見区			
ハローワーク川崎北	川崎市高津区久本 3-5-7 新溝口ビル 4F (溝口庁舎)※事業主向けは新城庁舎になります。	044-777-8609	
管轄:中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区			
ハローワーク横浜	横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル	045-663-8609	
管轄:神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区			
ハローワーク戸塚	横浜市戸塚区戸塚町 3722	045-864-8609	
管轄:戸塚区、瀬谷区、栄区、泉区			
ハローワーク港北	横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎	045-474-1221	
管轄:港北区、緑区、青葉区、都筑区			
ハローワーク横浜南	横浜市金沢区寺前 1-9-6	045-788-8609	
管轄:金沢区、横須賀市のうち船越町、港が丘、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取町、湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、			

ほか神奈川県内の全14のハローワーク内に設置

追浜南町、逗子市、三浦郡(葉山町)

## 【解雇等の労働問題に関する窓口】

解雇や賃金・退職金の支払、配置転換、労働条件の変更、安全衛生等の労働関係法令の相談窓口です。

	所在地	電 話	
川崎南労働基準監督署	川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1271	
総合労働相談コーナー		044-381-5279	
管轄:川崎区、幸区、鶴見区扇島			
鶴見労働基準監督署	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-501-4968	
総合労働相談コーナー		045-279-5482	
管轄:鶴見区(鶴見区扇島を除く)			

ほか神奈川県内の全12の労働基準監督署、監督署内の総合労働相談コーナーでも対応しています。

### < 参 考 >

令和 4 年 3 月 25 日 令和 4 年 7 月 7 日 令和 4 年 9 月 5 日 令和 4 年 11 月 14 日 令和 4 年 11 月 22 日 令和 5 年 2 月 6 日

JFEスチール㈱の高炉等休止に係る関係行政機関連携本部を設置「特別経営相談窓口」を設置 (地域経済部会)

雇用・労働に関する「事業主向け特別相談窓口」を設置

取引先関連事業者向け支援施策説明会・相談会を開催

「求職者向け特別相談窓口」を設置

<今後の予定> 令和5年7月 令和5年9月 令和5年10月

JFE スチール株式会社取引先関連事業所や同社の求職者と、 採用の意向のある企業とのマッチングの機会として、 合同企業面接会を開催